

2022年5月30日

各 位

株式会社日本トリム

代表者名 代表取締役 森澤紳勝
(コード番号:6788 東証プライム)

問合せ先 専務取締役管理本部長 田原周夫
(TEL: 06-6456-4600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2022年5月30日）開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の当社第40期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- （1） 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役役に役付取締役として、新たに取締役会長職を新設し、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に新設する取締役会長を追加するものであります。
- （2） 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月21日（火）
定款変更の効力発生日	2022年6月21日（火）

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。ただし、</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役会長または</u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、<u>取締役会長及び</u>取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから<u>取締役会長・</u>取締役社長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役<u>その他の役付取締役を</u></p>

<p><u>取締役社長は代表取締役のうちから選任する。</u></p> <p>② 前項により、役付取締役をおいたとき、<u>代表取締役社長</u>は会社の業務を総括し、他の取締役は<u>代表取締役社長</u>を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>③ <u>代表取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>代表取締役社長</u>の職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長に任ずる。ただし、<u>代表取締役社長</u>に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p><u>選定することができる。</u></p> <p>② 前項により、役付取締役をおいたとき、<u>取締役会長及び取締役社長</u>は会社の業務を総括し、他の取締役は<u>取締役会長及び取締役社長</u>を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>③ <u>取締役会長及び取締役社長</u>に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会長及び取締役社長</u>の職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、その議長に任ずる。ただし、<u>取締役会長及び取締役社長</u>に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

以上